

国家公務員制度担当大臣と公務員労働組合連絡会とのやりとり（概要）

日 時 令和3年11月22日（月）10:50 ～ 11:00

場 所 合同庁舎8号館 共用会議室

出席者 先方）武藤議長 外7名

当方）二之湯国家公務員制度担当大臣 外2名

案 件 人事院勧告に関する要求書に対する最終回答

公務員連絡会

この度は大臣就任にお祝いを申し上げます。

また、本日は、公務ご多忙のなか、お時間をいただき感謝申し上げます。

二之湯大臣におかれては、内閣官房内閣人事局の意義を深く認識され、国家公務員の使用者としての責任において、引き続き我々との十分な交渉・協議、合意に基づき、職員が意欲を持って職務に精励し、国民の期待に応えられるよう、最大限努力していただきたい。

8月10日に人事院勧告などの取扱いに関する要求書を提出し、事務レベルでの交渉・協議を過日実施した。本日は、政府の人事院勧告取扱い方針について、大臣から直接回答をいただきたい。

国家公務員制度担当大臣

まず最初に、職員が日々、国民の命と暮らしを守るため、新型コロナウイルス感染症対策などに奮闘していることに敬意を表する。

本年度の国家公務員の給与の取扱いについては、人事院勧告制度尊重の基本姿勢の下、検討を続けた結果、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げ、令和三年度の引下げ相当分については来年六月のボーナスから減額して調整することを決定する方向である。

その上で、給与改定及び育児休業に係る法律案の策定を進めてまいりたいと考えている。

本日の回答は以上である。職員の皆様には、今後とも、国民の信頼に応え、行政の効率的な運営に努めていただきたい。

公務員連絡会

今後予定の給与関係閣僚会議、その後の閣議決定において、人事院勧告制度尊重の政府の基本姿勢のもと、8月10日の人事院勧告を踏まえ、令和3年度分の期末手当を0.15月分引き下げるとの回答について、新型コロナウイルス感染症への対応など国民の命と暮らしを守るため、職務に奮闘している職員の努力を踏まえれば、残念なことではあるが公務員連絡会として受け止める。

なお、12月期一時金で調整すべき勧告であったところ、年度を超えた調整となることは極めて異例ではあるが、あくまで例外的な調整の措置であると承知する一方、可及的速やかに給与法改正の手続を進めるよう求めておく。

最後に、新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種の進捗に応じた収束の兆し

が見え始めてきた一方、第6波の到来による感染の再拡大も懸念されるなかで、職場は大変厳しい状況にあるが、最前線で働く職員の勤務環境の整備に向けて、二之湯大臣には、リーダーシップを発揮していただくことをお願いし、終わりにする。

－ 以 上 －

文責：内閣官房内閣人事局（先方の発言については未確認）